

知っておきたい「生前贈与」のイロハ

「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」は何が違う？

生前贈与により財産をもらった受贈者には、原則として贈与税の納税義務が生じます。そして、その課税方法には**暦年課税制度**と**相続時精算課税制度**の2つがあります(図表)。

暦年課税制度は、1年間(1月1日から12月31日まで)に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額110万円を差し引いた残額(基礎控除後の課税価格)に、所定の税率(10%~55%)をかけて贈与税額を計算します。同制度の利用には特段の要件・制限等はありません。

相続時精算課税制度は、贈与者から1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に、一定の税率(20%)で贈与税を計算して「仮払い」し、相続発生後、贈与された財産を相続財産に加算した上で、相続税額から「仮払い」した贈与税の分を差し引く(精算する)制度です。

同制度の利用には一定の要件があり、原則として、①贈与者が60歳以上②受贈者が18歳以上かつ贈与者の直系卑属である推定相続人または孫——の要件を満たす場合に利用できます。また、受贈者は、初年度に「相続時精算課税選択届出書」の

届出が必要です。

どちらの制度が適切かは慎重な検討が必要 早めに会計事務所に相談を!

暦年課税制度は、低税率での生前贈与を早めに進めておける利点があります。また、基本的に、毎年110万円の基礎控除額以内であれば贈与税申告も不要です。ただし、**相続発生後には、相続開始前の7年間分の贈与財産が相続財産に加算されます**(経過措置あり。相続開始4~7年前の贈与からは100万円を控除)。

相続時精算課税制度は、今年から改正され、特別控除2,500万円のほか、毎年110万円の基礎控除を適用できるようになって使い勝手が良くなりました。基礎控除の範囲内であれば、相続財産に加算されない(「持ち戻し」がない)ため、将来の相続税負担を軽くすることが期待できます。ただし、**相続発生後には、必ず相続税申告をする必要があります**。また、同制度を選択した贈与については、その後暦年課税制度に戻すことができない点に注意が必要です。

図表 暦年課税制度と相続時精算課税制度

| | 暦年課税制度 | 相続時精算課税制度 | |
|--------|--------------|---|--|
| 基本事項 | 贈与者(贈与する人) | 誰でも可 | 60歳 ^{※1} 以上の父母や祖父母 |
| | 受贈者(贈与を受ける人) | 誰でも可 | 18歳 ^{※1} 以上の子や孫等 |
| | 制度の選択 | 選択制なし | 贈与者と受贈者の組み合わせごとに選択 |
| | 基礎控除額等 | 毎年110万円 | 毎年110万円の基礎控除 その他生涯で特別控除額2,500万円 |
| | 届出の必要性 | 届出不要 | 最初に贈与を受けた年の翌年3月15日までに届出が必要 |
| 贈与税の計算 | 控除後の課税価格 | 贈与財産額 - 基礎控除額 | 贈与財産額 - 基礎控除額 - 特別控除額 |
| | 税率 | 18歳 ^{※1} 以上の子・孫等(特例税率) 上記以外(一般税率) いずれも10%~55%の累進税率 | 一律20% |
| | 申告の必要性 | 110万円を超えると申告が必要 | 110万円を超えると申告が必要 (特別控除枠内であっても申告は必要) |
| 相続税の計算 | 生前贈与の加算 | 相続開始前7年以内の贈与は相続財産に加算 ^{※2※3} (8年前以前の贈与については相続税はかからない) | 毎年110万円超の額は過去にさかのぼって制度を選択した年以降分すべて相続財産に加算される ^{※3} |
| | 贈与税額の控除 | 贈与税額は相続時の相続税から控除される (控除しきれない贈与税額の還付なし) | 贈与税額は相続時の相続税から控除される (控除しきれない贈与税額の還付あり) |

< シミュレーション >

資産1億円 / 長男と長女に毎年110万円の生前贈与を7年間続けた後に相続が発生

| | 暦年課税制度 | 相続時精算課税制度 |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 贈与財産価額 | 1,540万円 ^{※a} | 1,540万円 ^{※a} |
| 贈与税額(A) | 0万円 | 0万円 |
| 贈与後の相続財産 | 8,460万円 | 8,460万円 |
| 相続時精算課税制度の適用財産の加算額 | — | 0万円 |
| 加算される暦年課税分の贈与財産価額 | 1,340万円 ^{※b} | — |
| 相続税の課税価格 | 9,800万円 ^{※c} | 8,460万円 |
| 相続税額(B) | 740万円 | 539万円 |
| 税額合計(A)+(B) | 740万円 | 539万円 |

※1 年齢はその年の1月1日で判定。

※2 相続または遺贈により財産を取得した者に限る。令和8年末までの相続等では相続開始前3年以内。令和9年1月1日以後の相続等から順次加算期間が延長され、令和13年1月1日以後の相続等から加算期間が7年となる。相続開始前3年超7年以内の贈与財産からは100万円を控除。

※3 贈与財産は贈与時の課税価格で計算。

※a 110万円×7年×2名

※b (110万円×7年 - 100万円)×2名

※c 8,460万円+1,340万円